

## 災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書

株式会社みすずコーポレーション（以下「甲」という。）と芹田地区住民自治協議会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害が発生又はおそれがあるときに、地域住民等の避難の円滑化を図るため、甲の物件を一時的に避難場所（以下、「一時避難場所」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

### （一時避難場所）

第1条 甲は、次に掲げる場所を、災害が発生又は発生するおそれのあるときに、地域住民等が、長野市が指定する指定緊急避難場所へ避難することが困難である場合や集合して避難する場合に、一時避難場所として使用することを承諾するものとする。

- (1) 住 所 長野市若里1606
- (2) 名 称 株式会社みすずコーポレーション
- (3) 使用場所 コミュニケーションホール4階食堂及び駐車場
- (4) 提供品 一時避難場所、食料、飲料水

### （使用期間）

第2条 乙は、災害が発生又は発生するおそれのあるときから、安全を確認したときまで、一時避難場所を使用する。

### （使用料等）

第3条 甲は、乙に対して、一時避難場所としての管理料、使用料、補償料等は請求しない。

### （事故等に関する責任）

第4条 甲は、地域住民等が一時避難場所として使用した際に発生した事故等に対する責任を一切負わない。

### （一時避難場所の変更）

第5条 甲は、一時避難場所を増改築等により変更し、使用場所や経路等に変更が生じる場合は、乙に情報提供し、必要に応じて、甲、乙協議のうえ協定内容を変更する。

### （協定の有効期限）

第6条 この協定の有効期限は、協定締結の日の属する年度の3月31日までとする。

2 前項の有効期限は、満了する日の1ヶ月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、自動的に1年延長するものとし、その後も毎年この例による。

### （協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

### （その他）

第8条 実際の避難時の詳細については別紙のとおりとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年2月7日

甲 住所 長野市若里1606  
氏名 株式会社みすずコーポレーション  
代表取締役社長

堀 田 裕 一



乙 住所 長野市若里3-22-2  
氏名 芹田地区住民自治協議会  
会長

堀 所

